大阪府条例第百七十号

大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和五十九年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第十一条関係）

一―四　（略）

五　（略）

区分	単位	金額	
		アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
防球ネット		（略）	（略）
スケート靴	一足 一日	五二〇	五二〇
（略）	（略）	（略）	（略）

六　（略）

改正前

別表（第十一条関係）

一―四　（略）

五　（略）

区分	単位	金額	
		アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
防球ネット		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

六　（略）

附　則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。